

パイクリスタル株式会社

製品保証約款

薄型マルチセンサータグ WisSensor®シリーズ

本製品保証約款（以下「本約款」といいます。）は、パイクリスタル株式会社（以下「PIC」といいます。）が製造し、PIC または販売店等を通じて法人のお客様向けに販売する薄型マルチセンサータグ WisSensor®シリーズ（以下「本製品」といいます。）について、PIC がメーカーとして提供する保証の条件を定めるものです。本約款の適用対象となる本製品の型番は、本製品の仕様書、梱包表示、注文書その他 PIC が提供する資料により特定します。

利用者は、本約款に同意のうえ、本製品を利用します。本製品は法人その他の団体による業務利用向けであり、PIC は、販売経路を問わず、本製品を個人の私的利用向けに提供することを予定していません。例外的に本製品を購入した者が消費者契約法上の消費者に該当する場合、本約款の各条項は、同法その他の強行法規により許容される範囲で適用されます。

本約款は限定保証であり、本約款に明示的に定める場合を除き、PIC は本製品に関していかなる保証も行いません。本製品に関連して提供されるアプリケーション、クラウドサービスその他の付属システムについては、別途適用される付属システム利用規約（以下「付属システム利用規約」といいます。）に従います。本約款は PIC によるメーカー保証の条件のみを定めるものであり、本製品の代金、支払、納入、検査、返品その他の売買条件は、利用者と本製品の売主との間で適用される契約または約款に従います。

第1条（定義）

- 「販売店等」とは、PIC から直接または PIC が認めた流通経路を通じて本製品を仕入れ、利用者に販売する販売店、代理店、二次販売店、再販売店その他の事業者をいいます。
- 「利用者」とは、PIC または販売店等から本製品を新品として購入し、業務目的で利用する法人その他の団体をいいます。
- 「付属システム」とは、本製品で取得または記録されたデータを収集、転送、表示、保存または管理するために PIC が提供するアプリケーションおよびクラウドサービスをいいます。
- 「付属品」とは、PIC または販売店等が利用者に提供するスマートフォン、AC アダプタその他本製品または付属システムを利用するための機器をいいます。

第2条（保証内容）

- PIC は、次条に定める保証期間内において、通常の使用環境および使用方法のもとで本製品に PIC 所定の品質基準との不適合による故障が認められた場合、本約款に定める条件に従い、無償にて修理、同等品との交換その他 PIC が合理的に必要と判断する是正措置を行います。
- 前項の対応方法は、PIC が本製品の状態、在庫、技術上の必要性その他の事情を考慮して決定します。

3. 本約款に基づく保証は、本製品自体に関する限定保証であり、付属システムおよび付属品の品質のほか、利用者の通信環境、付属システム利用規約に定める取得データもしくは保存データ、利用者による解析結果または利用者の業務成果等の品質を保証するものではありません。
4. 本約款に基づく保証の主体は PIC です。販売店等は、PIC から書面で権限を付与された範囲を除き、PIC を代理して保証対応の可否もしくは内容を決定し、または PIC の保証義務を変更もしくは拡張する権限を有しません。
5. 販売店等が自己の名義および責任で提供する追加保証、保守、返品、交換その他のサービスは、当該販売店等と利用者との間で適用される条件に従うものとし、PIC が書面で同意した場合を除き、本約款に基づく PIC の保証義務を変更または拡張するものではありません。

第3条（保証期間）

1. 保証期間は、本製品の購入日から1年間とします。
2. 保証対応後の修理品または交換品の保証期間は、当初の本製品の保証期間の残存期間とします。ただし、PIC が別途書面で異なる条件を定めた場合は、この限りではありません。

第4条（保証の対象地域）

1. 本製品は、日本国外で使用するできません。利用者は、本製品を日本国外に輸出し、または日本国外向けに販売その他の処分をすることはできません。
2. 本約款は、日本国内において購入され、かつ、使用される本製品についてのみ適用されます。

第5条（保証対応の申請）

1. 利用者は、本約款に基づく保証対応を希望する場合、第8条に定める窓口に対し、不具合の内容、発生時期、使用環境、設置状況その他調査に必要な情報を通知するものとします。販売店等を通じて申請する場合、当該販売店等は PIC への取次窓口となります。
2. 保証対応を受ける場合、納入または購入の事実および販売経路を確認するため、購入先、購入日、納品書、領収書、請求書、注文書、シリアル番号その他 PIC が合理的に求める情報または資料を提出するものとします。
3. 利用者は、PIC または保証申請を取り次ぐ販売店等による調査、解析、回収、交換、再納入その他保証対応に必要な協力を行うものとします。

第6条（保証の対象外）

次の各号に該当する場合は、本約款に基づく保証の対象外となります。

1. 利用者による不適切な取扱い、誤用または通常想定される用途以外での使用に起因する場合。
2. 取扱説明書、仕様書、警告表示、重要事項説明書その他 PIC が提供し、または販売店等を通じて提示する使用条件、保管条件、参考寿命または交換目安に反する使用または保管に起因する場合。
3. PIC または PIC が指定した者以外の者による修理、分解、解析、改造、調整、部品交換その他これらに類する行為に起因する場合。
4. 火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、第三者の行為または不可抗力に起因する場合。

5. 納入後の輸送、移動、落下、衝撃、圧迫、水濡れ、結露、油、薬品、粉じん、過度な温湿度その他通常想定されない使用環境に起因する場合。
6. 本製品が設置または接続された利用者の装置、機器、設備、ネットワーク、通信環境、電源その他利用者側の環境に起因する場合。
7. 経年変化、通常使用に伴う摩耗、消耗、外観上の変化または性能劣化に起因する場合。ただし、第2条第1項に定める不適合による故障は、この限りではありません。
8. 初回購入時に提供される電池その他の消耗品の消耗に起因する場合。ただし、利用者への納入時点において電池その他の消耗品に PIC 所定の品質基準との不適合があると PIC が判断した場合は保証対象とし、PIC は、合理的な範囲で代替品の提供その他の対応を行います。
9. 通信キャリア、クラウドサービス、Bluetooth 通信、端末、OS、ブラウザその他本製品以外の要因に起因する場合。
10. その他 PIC の責めに帰すことのできない事由に起因する場合。

第7条（費用負担）

1. PIC が本製品について PIC 所定の品質基準との不適合を確認した場合、保証対応に必要な修理、交換、返送、再納入、調査その他の合理的な費用は、PIC が負担します。
2. PIC が合理的な調査を行っても前項の不適合を確認できない場合、または不具合が第6条各号のいずれかに該当する場合、PIC があらかじめ金額または算定方法を案内したときは、調査、返送、修理、交換、再納入、出張対応その他対応に要した合理的な費用を利用者に負担していただくことがあります。
3. 出張対応、現地作業、特急対応その他通常の保証対応の範囲を超える対応を利用者が希望する場合、PIC は、事前に金額または算定方法を案内したうえで、別途費用を請求することがあります。

第8条（保証対応の窓口）

1. PIC から直接購入した本製品に関する保証申請および一般的な問い合わせは、PIC が別途案内する窓口に対して行うものとします。販売店等を通じて購入した本製品については、別途案内がある場合を除き、購入先の販売店等を一次窓口とし、当該販売店等を通じて PIC に申請するものとします。ただし、購入先の販売店等への連絡が困難である場合その他合理的な事情がある場合、利用者は PIC が別途案内する窓口に直接申請することができます。販売店等で判断または対応できない事項は PIC に取り次がれ、保証対応の可否および内容は本約款に基づき PIC が決定します。
2. 安全事故、人身または財産への被害につながるおそれのある重大な不具合、製品回収その他緊急の対応を要する場合、利用者は、PIC が別途案内する緊急窓口速やかに連絡し、PIC の指示に従うものとします。

第9条（利用者情報の取扱い）

1. PIC は、保証対応、調査、修理、交換、再納入、サポート、連絡、費用精算その他これらに関連する業務のために、利用者の会社名、部署名、担当者名、連絡先、購入先、購入情報、シリアル番号、不具合情報、使用環境、サポート履歴その他必要な情報（以下「利用者情報」といいます。）を取得し、利用します。

2. PIC は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、利用者情報について適切な安全管理措置を講じます。利用者情報の取扱いを委託する場合、PIC は、委託先を適切に選定し、必要かつ適切な監督を行います。
3. 販売店等を通じて保証申請を行う場合、利用者は、保証対応に必要な範囲で、当該販売店等から PIC へ利用者情報が提供され、また PIC から当該販売店等へ調査結果、対応状況その他保証対応に必要な利用者情報が提供されることに同意します。PIC は、この場合、法令に基づく場合その他法令により認められる場合を除き、本人の同意なく、利用者情報に含まれる個人データをその他の第三者に提供しません。

第 10 条（免責）

1. PIC は、第 6 条各号のいずれかに該当する場合、本製品の不具合に起因して発生した損害について、PIC の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
2. 本製品は、一般的な業務利用を想定したものであり、生命、身体または財産に対する極めて高度な安全性、信頼性もしくは耐久性が要求される用途に使用することはできません。当該用途で使用されたことにより生じた損害について、PIC は責任を負いません。
3. PIC は、故意または重過失がある場合を除き、利用者の事業用財産の非稼働損失、逸失利益、事業機会の喪失、操業停止損害、データの喪失もしくは欠損に伴う派生損害、特別損害、間接損害その他これらに類する損害について責任を負いません。
4. 前三項は、PIC の故意もしくは重過失による場合、または製造物責任法その他の強行法規により PIC が責任を免れることができない場合には適用されません。

第 11 条（損害賠償の範囲および上限）

1. PIC が本製品に関して利用者に対し損害賠償責任を負う場合であっても、PIC に故意または重過失がある場合を除き、賠償すべき損害は、直接かつ現実に発生した通常の損害に限られます。
2. PIC が本製品に関して利用者に対し損害賠償責任を負う場合、その賠償額の上限は、当該損害の原因となった本製品について利用者が PIC または販売店等に対し実際に支払った購入金額とします。
3. 前二項は、PIC に故意または重過失がある場合には適用されません。
4. 本条は、製造物責任法その他の強行法規により PIC の責任を制限することができない場合には適用されません。

第 12 条（付属システムおよびデータに関する非保証）

1. 本製品の計測データを閲覧またはダウンロードするためには、利用者自身において、別途付属システム利用規約に同意のうえ、付属システムを利用することが必要です。
2. 付属システムの利用条件、保存データの取扱い、データの遅延、欠損、表示不良、メンテナンス、障害対応その他付属システムに関する事項は、付属システム利用規約に従います。
3. 本約款は、本製品から取得されるデータの正確性、完全性、継続性、有用性、解析結果、利用者の業務成果または特定目的への適合性を保証するものではありません。

第 13 条（約款の変更）

1. PIC は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、(1)本約款の変更が利用者の一般の利益に適合するとき、または(2)本約款の変更が本製品の売買契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき、本約款を変更することができます。
2. PIC は、本約款を変更する場合、本約款を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当該効力発生日までに、ホームページへの掲載、電子メールその他の適切な方法により周知します。
3. 変更後の本約款は、前項の効力発生日以降に行われる保証申請に適用します。ただし、変更前に購入された本製品については、購入時に適用されていた保証期間、保証対象その他利用者の権利を変更前より不利益に変更するものではありません。PIC は、変更前の本約款を、当該本製品に係る保証期間が満了するまで確認できる状態で保存します。

第 14 条（準拠法・管轄）

本約款は日本法に準拠します。本約款または本製品に関して生じる紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合、PIC および利用者は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

以上